

見附市コミュニティ銭湯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第13号

見附市コミュニティ銭湯条例の一部を改正する条例

見附市コミュニティ銭湯条例（平成26年見附市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表大浴場の部大人（中学生以上65歳未満）の項平日の欄中「780円」を「880円」に、同部同項土日祝日等の欄中「880円」を「980円」に、岩盤浴の部大人（中学生以上65歳未満）の項平日の欄中「650円」を「700円」に、同部同項土日祝日等の欄中「700円」を「750円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。